

審査基準整理票

処 分 名	行政財産の使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市行政財産使用料条例	(条項) 第8条	
基 準 法 令 名	大津市行政財産使用料条例	(条項) 第8条	
所 管 部 署	総務部 管財課 財産係		
標 準 処 理 期 間	14日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】 ・文書の名称 【行政財産の使用料減免基準】</p> <p>・掲載図書等 【 】</p> <p>・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載</p> <p>[行政財産の使用料減免基準]</p> <p>1 行政財産の使用料の減免は、大津市行政財産使用料条例第8条に規定する事由に該当することを基準とする。なお、同条第3号の「その他市長が特に必要と認めるとき。」とは、次の各号に掲げる場合をいい、その場合における減免の額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の事務・事業の遂行に密接な関係を有する公共的団体において、公共的活動の用に供するため使用させる場合 全額</p> <p>(2) 運輸事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合であって、市施設の利用者のために必要なバス等の停留所・その付帯設備又は市施設専用の供給設備を設置するために使用するとき 全額</p> <p>(3) 市の職員、その退職者等の福利厚生等を目的とした事務・事業を行うために使用する場合（次号に掲げる場合を除く。） 全額</p> <p>(4) 職員又は施設利用者の利便を向上させるための事業（食堂、喫茶等）に使用する場合であって、当該事業者の経営状況から特に使用料の減免が必要と認められる場合 当該事業者の経営状況に応じ2分の1以内において市長が定める額</p> <p>(5) その他、本市の事務・事業の遂行に欠かせない事業の用に供するため、市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。